塗色及び構造　赤色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル
設置年月日　平成二十九年四月三日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
二　伊是名村管理

名称　伊野田漁港第二号立標
位置
所在地　野原崎（沖縄県石垣市）の北北東方約一・一キロメートル
北緯　二四―二七―二二
東経　一二四―一五―四二
塗色及び構造　赤色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　平成二十九年四月三日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
二　石垣市管理

名称　伊野田漁港第三号立標
位置
所在地　野原崎（沖縄県石垣市）の北北東方約九〇〇メートル
北緯　二四―二七―一五
東経　一二四―一五―四〇
塗色及び構造　緑色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　平成二十九年四月三日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　石垣市管理

名称　伊野田漁港第四号立標
位置
所在地　野原崎（沖縄県石垣市）の北北東方約一・〇キロメートル
北緯　二四―二七―二〇
東経　一二四―一五―三七
塗色及び構造　赤色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　平成二十九年四月三日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
二　伊是名村管理

名称　荒津大橋橋梁灯（Ｌ一灯）
位置
所在地　荒津大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東方約五〇メートル
北緯　三三―三六―〇〇
東経　一三〇―二三―〇四
廃止年月日　平成二十九年六月二十日

名称　荒津大橋橋梁灯（Ｒ一灯）
位置
所在地　荒津大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の西方約五〇メートル
北緯　三三―三六―〇〇
東経　一三〇―二三―〇〇
廃止年月日　平成二十九年六月二十日

名称　荒津大橋橋梁灯（Ｐ一灯）
位置
所在地　荒津大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の西方約六三メートル
北緯　三三―三六―〇〇
東経　一三〇―二三―〇〇
廃止年月日　平成二十九年六月十九日

名称　荒津大橋橋梁灯（Ｐ二灯）
位置
所在地　荒津大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の西方約六五メートル
北緯　三三―三五―五九
東経　一三〇―二三―〇〇
廃止年月日　平成二十九年六月十九日

名称　荒津大橋橋梁灯（Ｃ一灯）
位置
所在地　福岡県博多港第一区（荒津大橋北側面中央）
北緯　三三―三六―〇〇
東経　一三〇―二三―〇二
廃止年月日　平成二十九年六月二十日

○海上保安庁告示第三十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月十五日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　海南南防波堤仮設灯標
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港海南区（海南北防波堤灯台の南南東方約二四〇メートル）
北緯　三四―〇八―四一
東経　一三五―一一―〇三
廃止年月日　平成二十九年六月十九日

○海上保安庁告示第三十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月十五日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　海南南防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港海南区（海南南防波堤外端）
北緯　三四―〇八―四〇
東経　一三五―一一―〇四
変更した事項
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港海南区（海南南防波堤外端）
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
変更年月日　平成二十九年六月十九日
記事　一時撤去中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　七ツ島灯台
位置
所在地　石川県輪島市（七ツ島）
北緯　三七―三六―三五
東経　一三六―五四―〇五
変更した事項
灯質　単せん白光　毎五秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで六メートル
変更年月日　平成二十九年六月二十二日

名称　四日市港昭和四日市石油シーバース灯
位置
所在地　三重県四日市港第二区（四日市港東防波堤南灯台の東南東方約四・六キロメートル）
北緯　三四―五五―五〇
東経　一三六―四二―一〇
変更した事項
変更年月日　平成二十九年六月二十三日

名称　長崎県美津島港北防波堤灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（美津島港北防波堤外端）
北緯　三四―一八―三六
東経　一二九―二三―四二
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二二カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日　平成二十九年六月三十日

○原子力規制委員会告示第十一号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月十五日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一